

税務課からのお知らせ (茨城町役場で町民税・県民税)

期間 平成28年2月12日(金)～3月15日(火)
 ※土日は除きますが、2月21日および2月28日の日曜日は実施します。
 ※2月12日と2月15日は給与所得者と年金受給者の還付申告のみとなります。

時間 午前8時45分～午後4時

会場 茨城町役場 2階大会議室

日程 地区ごとに申告日を設けています。なるべく、地区ごとに決められた日に申告をお願いします。

●申告が必要な方 平成28年1月1日現在(賦課期日)茨城町に住所を有する方で、次に該当する方

- ◎事業所得(農業・営業等)、不動産所得、一時所得、譲渡所得、その他の所得があった方
- ◎給与所得者で次に該当する方
 - ・給与所得以外に事業所得や不動産所得等があった方
 - ・2か所以上から給与を受けた方、年末調整が済んでいない方
 - ・医療費控除などの各種控除を受ける方
 - ・勤務先から茨城町へ『給与支払報告書』が提出されていない方
- ◎収入のない方(町内に住んでいる方の税法上の扶養になっている方は除く)

(ご注意)平成27年中に収入のなかった方や非課税所得(失業保険、遺族年金、障害年金等)の方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給審査資格の基礎資料になりますので、申告してください。

また、収入のなかった方については、申告相談期間前の平成28年1月末から税務課にて申告書を受け付けいたします(郵送可)。
- ◎公的年金等の所得がある方で、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種控除を受ける方

(ご注意)公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得が20万円以下である方については、所得税の確定申告は必要ありませんが、医療費控除や各種控除を町県民税に反映させるためには、町県民税の申告が必要となります。

●申告に必要な書類など

対象となる方	必要書類
申告するすべての方	印鑑(朱肉を使用して押印する印鑑)、申告書(郵送された方)
還付の申告をする方	本人名義の口座番号が分かるもの
給与所得者・年金所得者	源泉徴収票 または 支払証明書
営業・農業・不動産の所得者	収支内訳書 または 収入金額や経費が科目別に集計された帳簿等
その他の所得がある方	収入金額や必要経費が記載された証明書、支払調書等
各種控除の証明書類	社会保険料・生命保険料等・医療費・寄附金等の領収書や証明書等

- 農業、営業、不動産収入がある方へ

帳簿や領収書により、収入金額や経費を科目別に計算して、あらかじめ収支内訳書の作成をお願いします。申告会場では、税務課担当者は科目別の計算を行いませんので、ご自身で計算して頂きます。
 - 扶養については、世帯内で誰が誰を扶養するか確認をお願いします。
- ※例年申告会場は大変混み合います。円滑に受付を行うために、事前の書類整理や計算をお願いします。

●申告が必要ない方

- ◎所得税の確定申告を税務署に提出した方又は提出予定の方
- ◎給与所得者で給与以外に所得がなく、勤務先で年末調整をした方
- ◎町内に住んでいる方の税法上の扶養となっている方(社会保険の扶養とは別です)
- ◎公的年金のみを受給している方で、次に該当する方
 - ・65歳未満の方で、公的年金収入金額が年間98万円以下の方
 - ・65歳以上の方で、公的年金収入金額が年間148万円以下の方

申告、確定申告をなさる方へ

【問合せ先】税務課 ☎029-240-7114
 〒311-3192 茨城町小堤1080
 茨城町 総務企画部 税務課 住民税グループ

■申告相談日程表

月日	曜日	指定地区
2/12	金	給与所得者や年金受給者で、 還付申告のみの方
2/15	月	
2/16	火	木部・飯沼・上飯沼
2/17	水	越安・蕎麦原・駒渡・野曾・南栗崎・南川又
2/18	木	下飯沼・下土師・奥谷
2/19	金	前田・馬渡・近藤・常井・桜の郷
2/21	日	長岡・川根地区全域 (指定された平日に來られない方)
2/22	月	植農・大戸
2/23	火	谷田部・小鶴
2/24	水	長岡・三島
2/25	木	矢頭
2/26	金	秋葉・南島田・神谷・生井沢 下雨ヶ谷・上雨ヶ谷
2/28	日	上野合・沼前・石崎地区全域 (指定された平日に來られない方)
2/29	月	鳥羽田・下座・小幡・古宿

月日	曜日	指定地区
3/1	火	五里峰・千貫桜・船渡・東永寺
3/2	水	飯塚・中山・新興・前原・金沢・中石崎
3/3	木	榊原・宮前・下石崎・若宮
3/4	金	宮ヶ崎
3/7	月	海老沢・城之内・網掛
3/8	火	小堤・駒場・神宿
3/9	水	町内全域 ※申告終了時期が近づきますと、大変混雑が予想されます。できるだけ各地区日程表通りに申告相談をお願いします。
3/10	木	
3/11	金	
3/14	月	
3/15	火	



●町の申告会場で受付できない申告

- 次の申告内容につきましては、水戸税務署にて申告をお願いします
- ◎青色申告、贈与税、消費税に関する申告
 - ◎分離課税申告(土地・建物・株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引に係る雑所得等)
 - ◎新規(1年目)の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や住宅関連の特別控除を受ける申告

税務署で確定申告を行う方へ

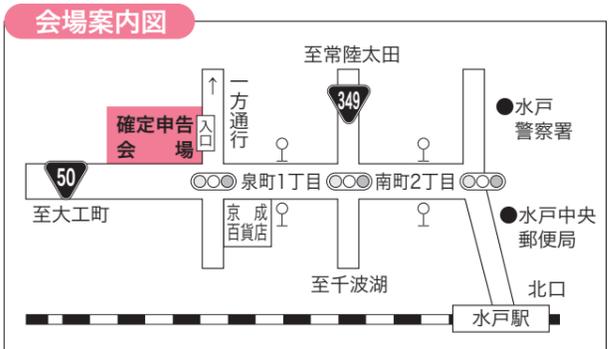
●申告期間・会場について

場所 中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)
 開設期間 平成28年2月16日(火)
 ～3月15日(火)
 ※土日は除きますが、2月21日、2月28日の日曜日は実施します。

受付時間 午前9時～午後4時

※開設期間中、水戸税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

【問合せ先】水戸税務署 ☎029-231-4211
 ※自動音声案内でご案内します。



※会場施設には無料駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。